

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令に伴い、市営自転車駐車場の定期利用の有効期間を無料で1か月延長します

有効期間が延長されるため、5月分の定期更新(4月20日～4月30日)は必要ございません。

1 対象の利用者

市営自転車駐車場の定期利用者(4月現在)

2 今回の措置

有効期間を1か月延長します。定期ステッカーはそのままお使い下さい。

例)【4月】の1か月定期 ⇒ 5月末日まで定期利用可能

【2・3・4月】の3か月定期 ⇒ 5月末日まで定期利用可能

【3・4・5月】の3か月定期 ⇒ 6月末日まで定期利用可能

【4・5・6月】の3か月定期 ⇒ 7月末日まで定期利用可能

3 必要な手続き

今回は特にありません。

※有効期間の1か月延長後も、引き続き定期利用を希望される方は、その月末に、各自転車駐車場で更新手続きをしてください。

現在			今回の措置(1か月延長)	
有効期間	定期更新期間		有効期間	定期更新期間
4月	4月20日から 4月30日まで※日・祝除く	⇒	5月	5月20日から 6月1日まで※日曜除く
5月	5月20日から 6月1日まで※日曜除く	⇒	6月	6月20日から 6月30日※日曜除く
6月	6月20日から 6月30日まで※日曜除く	⇒	7月	7月20日から 7月31日まで※日・祝除く

4 定期の新規受付はいたしません。再開時期は別途ご案内いたします。

5 その他

スタッフの勤務は定期巡回のみ